

7 子どもの居場所づくり支援事業

子どもや子育て家庭が安心して暮らせる地域づくりのため、18歳までを対象とした居場所づくり等の活動に助成する事業です。

(1) 助成対象団体

自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会
市民活動団体（NPO法人含む）、企業、学生により構成される団体 など

(2) 内容

18歳までを対象とした居場所づくり等の活動
例：子ども食堂、学習支援、居場所等

子ども食堂・・・子ども等を対象に食事や弁当を提供する活動
学習支援・・・宿題や自立学習を支援する場、機会を提供する活動

(2) 助成条件

- ① 月1回以上、定期的を開催すること。
 - ◆長期休暇（夏休み、冬休み等）限定の連続開催のみでも可
- ② 保険に加入すること。
 - ◆参加者及び主催者全員が対象となるもの

(3) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
 - ◆消耗品費や事務費も含まれます。（一部助成対象外のものがあります。）
- ② 運営助成 助成額の上限 — ひと月5,000円まで
 - ◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は60,000円となります。
 - ◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請月から年度内実施月数×5,000円が助成額上限となります。
 - ◆長期休暇（夏休み、冬休み等）限定の連続開催の場合はお問合せください。
- ③ 立ち上げ助成 助成額の上限 — 年度内40,000円まで
 - ◆新規で活動を立ち上げる際に活用いただけます。
詳細はお問い合わせください。